

平成24年第4回砂川市議会定例会

平成24年12月12日(水曜日)第3号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 8号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について
- 日程第 4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第 1号 監査報告
報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 6 意見案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書について
意見案第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書に
ついて
意見案第3号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める
意見書について
意見案第4号 北海道における今冬の電力需給に関する意見書について
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 土 田 政 己 君
水 島 美喜子 君
- 日程第 2 議案第 8号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について
- 日程第 4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第 1号 監査報告
報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 6 意見案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書について
意見案第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書に
ついて
意見案第3号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める
意見書について

意見案第4号 北海道における今冬の電力需給に関する意見書について

○出席議員（13名）

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美 喜 子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君
	小 黒 弘 君		北 谷 文 夫 君
	尾 崎 静 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（1名）

議員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	佐 藤 進
市立病院事務局審議監	氏 家 実

総務課長 安田 貢
広報広聴課長 熊崎 一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長 井上 克也
教育次長 森下 敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長 中出 利明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 湯浅 克己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 栗井 久司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長 河端 一寿
事務局次長 高橋 伸二
事務局主幹 佐々木 純人
事務局主幹 吉川 美幸

開議 午前10時00分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 東 英男君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長 東 英男君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） おはようございます。大きな項目で3点について一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、市立病院経営の健全化と消費税増税による影響についてお伺いをいたします。市立病院の改築事業は、一昨年の新本館の開院、昨年の南館の開院、そしてことしの立体駐車場の完成をもってグランドオープンいたしました。砂川市立病院は、充実した医療機能を備え、快適な医療環境が整った中空知地域医療の拠点として大きく生まれ変わりました。しかし、今多くの自治体病院は勤務医不足などから厳しい経営が迫られ、地域医療を守ることに難しい状況になっております。当病院の平成23年度決算概況を見ても経営面では病床利用率の向上は図られたものの、新病院の規模増大による経費の増加、建物や医療機器に係る減価償却の開始などで大変厳しい状況にあると報告されておりますが、病院経営の現状と経営健全化を目指す方策について伺います。また、野田内閣と民主、自民、公明3党合意で社会保障と税の一体改革関連法案が強行採決され、消費税が2014年から8%に、2015年から10%に増税されますが、もし10%に増税された場合、病院経営に及ぼす影響についてもお伺いをいたします。

大きな2点目として、市立病院のご意見箱についてお伺いをいたします。市立病院では、住民や患者さんからの要望・苦情を受けるご意見箱を設置していますが、これまでの要望件数と主な内容、その対応策についてお伺いをいたします。

大きな3点目として、大規模停電など災害時の対応策について質問をいたします。先月27日、記録的な暴風雪で室蘭市、登別市を中心に広範囲で長期的な停電が発生し、防災無線やファクスも作動せず、また診療ができない病院も出るなど大きな課題を残しました。冬の停電が長期化すれば人命にもかかわりますので、今回の大規模停電から市や市立病院として何を教訓として酌み取り、今後どのような具体的な対策を講じようとしているのか

お伺いし、初回の質問といたします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな1、市立病院経営の健全化と消費税増税による影響についてご答弁申し上げます。

最初に、市立病院経営の健全化であります。現状の病院経営につきましては新病院改築事業に伴い、経費の増加や建物・医療機器等に係る減価償却費など多額の費用が発生しておりますが、平成23年度で申し上げますと患者数増加に伴う収入増や経費節減等の対策を図ったことにより、約2億円程度の改善が図られたところでありますが、現状の医療情勢からいたしますと依然と厳しい状況が続くものと考えております。しかし、このような厳しい医療情勢下においても、中空知の地域センター病院や地域救命救急センターなどの指定を受けながら、地域の基幹病院として医療を展開している当院といたしましては、市民はもとより広範囲の地域の患者さんを受け入れ、今以上に高度で良質な医療を実践していかなければならないと考えており、そのためにも十分な患者サービスの提供も図らなければならないと考えております。そのような背景において、当院は平成21年2月に策定しました市立病院改革プランに基づき、経営健全化の方策を実施しているところでありますが、まずは一定の経営収入が見込まれることが健全経営への前提と考えておりますので、そのためにも現行の医療体制の確保と維持が重要な要件であり、さらなる医療の質を上げながら医師の確保対策に努め、収益の増を図りながら電力などエネルギー分野の節減や経費全般の縮減対策を実施し、病院に働く職員個々が経営意識を持ち、業務内容の見直しを図り、経営の効率化、健全化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、消費税が10%に増税された場合の病院経営に及ぼす影響についてであります。消費税については社会保障・税一体改革大綱が閣議決定され、その後関連法案が成立し、2014年4月に8%、2015年10月に10%へと段階的に税率の引き上げが行われることになったところであります。消費税は物品等購入時に発生することになっており、病院の場合は治療に必要な医薬品、診療材料、医療機器などを購入する場合や委託料などの経費にかかることから、病院の規模が大きくなれば、より負担は大きくなるものと考えられます。当院における消費税は、近年平均いたしますと約3億円程度でございますので、今回の消費税増税につきましては病院経営に多大な影響を及ぼすものと考えているところであります。

大きな2、市立病院のご意見箱についてご答弁申し上げます。当院のご意見箱につきましては、本館、南館のそれぞれ各階に配置しており、総数で11台設置しております。いただいたご意見の件数は、平成23年度で合計284件、月平均で24件、平成24年度では11月までで183件、月平均で23件となっているところであります。ご意見を分類いたしますと、職員の言葉遣いや対応に対する接遇に関する意見、待ち時間の明示や診

療内容の確認などを求めるなどの診療に関する意見、施設の設置や環境整備などを求める環境・設備に関する意見のほか、患者さんからの感謝の言葉などが主な内容となっており、いただいた多岐にわたるご意見につきましては、その事例の内容及び改善事項等について情報共有を図りつつ、院内の関係する全ての部署に周知し、良質な医療の提供に努めているところであります。ご意見に対する対応や対策につきましては内容を十分に把握し、患者さんが困らないよう取り扱いを協議し、対応できるものについては速やかに対応することに努めており、今後も患者さんからのご意見につきましては真摯に受けとめてまいりたいと考えておりますので、十分にご理解を賜りたいと存じます。

大きな3、大規模停電など災害時の対応策についてご答弁申し上げます。最近では、道内各地で暴風雪や暴風雨などによる影響で大規模停電が広範囲で発生し、影響を受けた病院や診療所では診療等ができなくなるなど、停電についての対応が大きな課題となっている状況にあります。当院は、災害拠点病院の指定を受け、災害時における医療拠点の機能を確保しなければならないことから、新病院改革時に免震構造を採用し、さらには自家発電による電源確保、衛星電話・インターネットなどによる通信・情報の確保、地下水等による飲料水・給水の確保など、大規模な災害を想定した設備を備えているところであります。そのようなことから、当院は今回のような大規模停電が発生した場合においても、自家発電機による必要最小限の医療機器等の使用が可能な状況となっており、入院、外来、救急などの診療を行うことについては大きな支障はない体制となっているところであります。しかしながら、災害の規模は予想を超える状況にもあることから、現在各地で起きている災害等の状況を踏まえ、当院でも起こり得ることを想定した中で迅速な対応ができるよう随時取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから大きな3の大規模停電などの災害時の対応策について、市の対応についてご答弁を申し上げます。

先月27日に胆振西部で発生した暴風雪による大規模停電では、室蘭市や登別市を中心に最大で約5万6,000世帯が影響を受け、自家発電装置を設置していない市役所庁舎では移動発電機車が到着するまでの間、災害対策本部の活動など行政機関としての多くの機能が麻痺する状況に陥ったと報道されているところであります。特に電話やファクスの不通、パソコンやコピー機が使用できない状況での職員間の情報伝達や外部からの情報収集、市民への情報発信といった業務に大きな支障を来したと伝えられており、当市においても同様の状況を想定しなければならない事例と受けとめておりますので、停電時の情報収集機能及び情報発信機能の脆弱性に対応するハード、ソフトの両面で対策を講じていかなければならないと考えているところであります。まず、ハード面の対策といたしましては、北海道や他市町村との連絡手段である総合行政情報ネットワークには発電設備があり、電話も電源不要のアナログ回線を4本確保しておりますが、当面の情報収集・発信を可能

とするため、蓄電池やバッテリー内蔵型パソコンを災害対策の所管部署へ配備する必要性について検討しなければならないと考えているところであります。また、ソフト面の対策といたしましては、大規模停電が発生した際の初動マニュアルを新たに作成することで、各職員がどのような情報を共有し市民へ発信することができるか、共通の認識に立って非常時にも迅速に対応できる体制の構築を進めていきたいと考えているところであります。また、停電時には原因や対象地域、復旧見込みなどの諸情報を入手した段階において、深刻な状況が明らかになった場合には即座に災害対策本部を設置しなければなりませんので、その際には自家発電装置を完備している市立病院に災害対策本部を設置して、災害の応急措置に当たる体制などについても内部における検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、第1の項目から質問させていただきます。

まず、病院経営の現状と経営健全化についてご答弁をいただきましたけれども、先ほどのご答弁では大変厳しい中でも医療収入の確保のために努力をされているということでありますが、具体的にお伺いいたしますけれども、平成24年度の予算では医療収入は前年比1.5%増というふうに見込まれているようなのですが、現段階でこれより多くなっているのか、あるいはその辺は見込みから見てどうなのか、ちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 予算で前年比1.5%ということで計上しておりますけれども、現状は前年と比較しますとほぼ患者数も伸びておりまして、特に入院収益が非常に伸びております。現段階でも入院だけでは10月までですけれども、約3億円程度伸びていると。ただ、一方外来については患者数については横ばい状況等もありまして、その中でトータル的には今現段階では約3億円程度患者数が伸びているというような状況です。ですから、当然予算上で組んだ数値にはある程度達しているかなというふうな状況であります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 去年は、ご承知のとおり病床利用率が前年より4.4%、一般病棟では4.9%と大きく前進されて収入が大きく伸びたようですけれども、現状では病床利用率については昨年並みなのか、あるいはそれを超えておられるのか、その辺はどのようになっているかちょっとお伺いします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 病床利用率につきましても現在約77.8%、これは平均しておりますけれども、そういうことで平均しますとやはり昨年よりは四、五%利用率は高まっていると。ただ、どうも傾向的にはこれから年の終わりを迎えて1、2、

3というふうに患者さんの流れが平均していないのがちょっと予想されますので、このまま患者数が伸びるだとか、そういうのがちょっと今までない傾向がありますので、それでも大体七十七、八%ぐらいの稼働率で推移していくのかなというふうな予想はしております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

それで、今後については先ほども平成24年につくられた改革プランに基づいて進めているということでありましてけれども、北海道は今新しい病院の改革プランの素案をつくらうというふうにしているのですけれども、道の場合は多くの道立病院が赤字経営というが大変な状況にあるということから、どうしても赤字解消というのが先行して、本来の公立病院の目的であるその辺が損なわれるような懸念も伺っております。ご承知のとおり、この市立病院は地方公営企業法に基づく運営をする病院ですから、当然事業の経済性を発揮することが重要でありますけれども、本来の目的は公共の福祉の増進に努めるというのが自治体病院の一番大きな目標でもあります。したがって、公共の福祉の増進を図りながらどう健全な経営をしていくのかというのはなかなか難しいことなのです。しかし、今局長からお話がありましたように市立病院の役割からいって、やはり健全な経営をしっかりとしていく必要があると思いますので、お伺いしたいのは平成22年に改革プランがつけられているのですけれども、それに基づいて現状も進められており、この改革プランを見直したりしなくても安定的な経営が見込めるというふうに理解していいのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 改革プランで目標数値を出しまして、現実的に病床利用率の問題が数字的にはちょっと足りなかったのかなと。ただ、全般的に収益についても、それから費用の削減についてもある程度いろいろ対策を講じまして大体目標の数値になっておりますので、このままいけば何とか経営的には問題ないかなと。ただ、大きく言いますと正直言って道立も含めてそうなのですけれども、やはり医師の確保、現状医師がいるという前提でそれぞれ目標数値を立てておりますし運営もしておりますので、これから日本、それから北海道を含めて医師の確保によってある程度病院も安定的な経営が図られるかなというのは現状的に考えておりますし、さらに今大きな問題となりますのは、1つの診療科が全て引き上げるといった状況も当然各病院、自治体病院の中で起きていますから、そうなりますと当然経営的にも収入が大きく下がったり、サービスの低下ということも考えられますので、それについては今後努力しながら現状の体制を維持していくことにちょっと傾注していきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 これまでもお伺いしたのですけれども、砂川市立病院については今局長

が言われましたように、医師の確保についてはそれほど心配しなくてもいいというふうに理解しているのか、そこは微妙なところなのですけれども、現状ではどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 医師の確保につきましては非常に重要な問題でありまして、安易な気持ちで大丈夫ですとはちょっと言い切れないと思います。医療の世界ですから、どういう形になるかはわかりませんが、基本的には道内で医師がふえているのは当病院だけかもしれませんが、今後ともその体制づくりについては強化していきたいというふうに思っています。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。ぜひ一番大事なのは今言われた医師の確保で、各自治体病院も医師確保は大変苦勞されて経営はどうなのかというような状況にありますので、これまでも努力されてこられたと思いますけれども、医師の確保に努力をしていただきたいというふうに思っております。

そこで、消費税の問題について質問させていただきますが、先ほどご答弁では3億円というのが数字が出ましたけれども、これは現状の5%で3億円なのか、もし10%に引き上がった場合の3億円という影響なのか、その数字についてお伺いします。もし10%になった場合で3億円の影響を受けるのか、今の倍になるのか、その辺をちょっともう一度お伺いします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 先ほど申し上げました3億円というのは、ある程度一定の収入が見込まれているという数字でございますから、消費税の関係でありますと当然今は5%の形でやっていますので、今議員さんがおっしゃられました例えば消費税が上がった場合については、これについては税金というのは経費にかかっていますので、経費の部分で10%になれば当然倍ぐらいの数字、その数字が今でいう大体3億円、平均しますと3億円程度消費税に対してかかっているという部分でありますので、10%になりますと約倍の消費税がかかるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今お話ありましたように、うちの病院は大きい病院ですから、もし10%といたら6億近い消費税を支払わなければならないということです。今全国の多くの病院でももし消費税が10%に増税されたら経営が成り立たなくなると、あるいは地域医療が崩壊につながるという危機を募らされております。ご承知のとおり、公的医療は公共性を持つことから消費税は非課税とされておりまして、医療機関の保険診療分については消費税は皆さん受け取っていないということです。ですから、そういう中で今局長からお話がありましたように医療材料や医療機器、全ての仕入れのときに消費税がかぶる、その

分の負担をかぶる、いわゆる損税ということになっているのです。ですから、病院経営の場合は消費税が引き上げられると大変厳しい経営の状況になって病院の経営が成り立たなくなるというような状況があるわけで、この日本医師会の試算でも2010年度の推計量では約2,330億円にも上るといふふうにも言われています。そういうことで、もしこの6億の消費税が10%になった場合、我々は消費税増税はさせたくはないのですけれども、もし実施された場合は僕は経営にも、砂川の場合も今も経営健全化に努力されていますが、もしそれがふえた場合には、今後の経営の健全化に向けても大きな影響をもたらすのではないかというふうに危惧をしているのですけれども、その辺についてのお考えはどのように持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 実は、これは昨年国から消費税の引き上げに対しまして全国自治体病院協議会、その中でも意見集約しておりまして、大体500床規模の病院になりますと年間消費税のかかっている経費が約3億2,000万ほどと。500床以上規模で大体こういう金額になっております。先ほど申し上げましたように、10%になれば倍になるだろうということもありまして、これについては経営についてはまさにその倍が経費としてかかりますから、何とか収入を上げるというよりは経費の削減を目指して運営していかなければならないというような背景になります。そうしますと、診療全体がマイナス要素というか低下することもありますし、そういう意味ではこれから要望として国に対してこの消費税の取り扱い等については、一応いわゆる我々が求めている税率の控除ですか、税の控除、ゼロ税率と言いますけれども、そういうものをどんどん、どんどん求めながら病院の経営に支障ないようなことを要望していきながらまず対策を図りたいと。当然そうならば正直申し上げまして経費の削減、とにかくこれをしていかないと病院は成り立たないというふうに考えておりますので、推移を見ながら対応していきたいというふうには考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今ご答弁ありましたけれども、政府も損税については問題点を認めております。しかし、財務大臣は消費税を10%に増税した後に診療報酬で対応していくというようなことを言っているのですけれども、診療報酬を一定程度引き上げることによって損税分を手当てしようとするれば、これは患者さんの負担がふえるのですね、診療報酬を上げると。ですから、消費税が増税でふえて、さらに病院代がふえるというふうになって病院に来なくなる可能性があつて逆に収入が減るということも考えられるので、診療報酬を引き上げるということはなかなか難しい問題だと思つたのです。ですから、私たちは今皆さんも言われているけれども、基本的には消費税の廃止を求めておりますけれども、もし10%が強行された場合でも、今局長が言われましたように医療費のゼロ税率をやっぱり要求して、患者に消費税増税分をかぶせないというその立場が非常に大事でないかというふ

うに考えております。要望していきたいと言われましたけれども、ぜひ国に要望してほしいと思うのです。例えば輸出企業の場合は、輸出品には転嫁できない消費税分を戻すとして全部還付しているのです。ですから、大企業は消費税は負担しなくてもいい仕組みになっているのです。ですから、少なくとも医療機関が支払う消費税に還付せいと、これは日本医師会も要求しておりますけれども、やはりゼロ税率にするよう強く求めていかないと経費の節減だって今局長言われましたようにそんなに、限度がありますし、これまでもしていないわけではなくて大変努力をされているわけですが、そうすればサービスの低下にもつながりかねないし、診療報酬を引き上げれば患者さんの負担がふえて医療の抑制にもつながるといことで悪循環になりますので、基本的には消費税を取りやめることを基本にしながらも、もしどうしても実施するのであればゼロ税率を強く国に要望していくべきだと考えますので、その辺はぜひ要望を強くしていただきたいと思っておりますので、もう一度ご見解をお伺いします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 先ほどの全自病協のいわゆる調査の結果、一部申し上げましたけれども、実は調査の結果でも基本的には各団体との多少の意見は違うというふうに思いますが、いわゆる診療報酬を課税対象として税率を軽減すると、いわゆるゼロ税率の導入と、さらに医療機関が購入する薬品だとか診療材料についても非課税、さらには仕入れにかかる消費税は全額控除対象とすべきだとか、そういうようなご意見がありますので、そういうことを含めてやはり全自病協のほうも国に対して要望していくだろうと思っておりますし、日本医師会、それから各種団体についてもやはりそういう対策を講じるように国に向けて発信するようなことも伺っておりますので、我々も一緒になってそういうことで要望していきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。ぜひ国に要請していただきたいと思っております。

次に、2点目の市立病院のご意見箱についてお伺いいたします。先ほどご答弁で平成23年度、それから平成24年度の現状までのご意見の件数等々が、あるいは内容についても寄せられまして、また病院でもその主な内容は掲示をして回答も含めてされていると。このご意見箱については、多くの今病院で実施をして患者さんや皆さんの声を医療に反映していこうということで取り組んでおりますが、先ほどお話がありましたようにやっぱりお医者さんや看護師さんの対応というのは非常に重要で、お医者さんの対応の一言で患者さんの気持ちが変わったということで、私も見させてもらいましたけれども、感謝のご意見も多くあります。私も先日、市立病院の友人の状況で、手術をしたのですけれども、私たちが幾ら励ましてもしっかり本人は落ち込んでリハビリもやろうとしないで、手術しなければよかったのではないかなというようなことを言っていたのですけれども、やっぱりお医者さんの一言で本当に元気を取り戻して、そして一生懸命リハビリも取り組んで元気にな

ろうという気持ちになった例もあるのです。そういう意味では、私たちもお医者さんの一言というのは非常に本当に患者に与える影響は大きいのだなというふうに思って、やはりいい対応をしていただくことによってその患者さんは元気になっていったというのがあります。そういう点で、結構見ますとお医者さんや看護師さんに対するいろんなご意見というのが先ほど言ったように幾つかあるのですけれども、もしその点で具体的にどんなような中身があるか、あればお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 先ほど1回目の答弁で24年度のご意見の件数をちょっと申し上げました。24年度は183件ありまして、そのうち職員の待遇に関すること、これが87件ございまして、その中に医師に対する意見、それから看護師、委託、その他職員ということで、そのうち大体31件ほどが、3割程度が逆に感謝のご意見がありました。これについては待遇の問題でありますから、当然医師に対する診療に対する不満だとか言い方、それぞれあると思いますけれども、そういった要望が多々あります。ただ、申し上げますと、あとほかにこのご意見につきましては先ほど施設設備に関することも含めて、これについても大体43件、それから待ち時間に関することも20件、その他全般としては33件、これはいろんな面会時間だとか自動精算機の運用だとか、そういった内容になっていますけれども、基本的には待遇の関係がちょっと件数が多いものですから、これについて内部的にも内容については各医師も含めて周知しておりまして、そういう対応を図るように進めているような状況であります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 うちの病院もがんの拠点病院として努力されておられますけれども、私もいろいろ意見を聞くと、1つはセカンドオピニオンについて、やっぱり体制が十分でないのではないかというご意見が幾つかあるのですけれども、ご承知のとおり診断や治療方法について担当医以外の医師の意見を聞いたり、あるいは別のお医者さんの意見を聞いて総合的に判断して患者さんが納得いく治療を行うという点では、このことが非常に大事なことだというふうに思いますけれども、その辺ではご意見は寄せられていなかったのかどうか、中身はわかりませんか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 セカンドオピニオンに対するご意見というのは、ほとんどないというような状況でございます。ただ、このセカンドオピニオンにつきましては一応週1回、地域医療連携室を中心に先生とそういう診療できる体制をとっておりますけれども、23年度で4件、今年度についてはまだ1件しかないというような状況になっております。ですから、これについてはどんどん、どんどん広報していなくてはならないなというふうに思っていますけれども、受ける件数も少ない状況ですし、さらに苦情、これに対するご意見というのは特に今の段階ではないというような状況であります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 がんの患者さんが非常にふえていますので、うちもがんの拠点病院となれたので、現状はそうですけれども、これからがん患者さんのいろんな対応が出てくると思いますので、ぜひその辺は対応をしっかりとさせていただきたいと思います。

施設整備の関係でもう一点、自動支払機の横にバッグや財布の置き場の設置ができないのかという声が随分あるのです。特にご婦人の方はバッグを持っているのですけれども、お金を払うときに台がないですから、床にバッグを置かなければならないと。それで、投書の回答も見ましたら、何か後でお金を出し入れするから、なかなか固定式なそういう台はつくれないような回答がされていたのですけれども、私が見るところによれば移動式でも何かちょっとしたバッグを置く台があれば、男はこの辺から財布を出していいのですが、女性の方はバッグがあって、バッグを置いてお財布を出してというときにバッグを置く台がぜひ欲しいという声は結構寄せられているのですけれども、その辺は設置は可能なのか不可能なのかお伺いしたいと思いますけれども。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 自動支払機につきましては、いわゆる効率的な体制ということで2台設置しております、2台設置した中で一応パーティションで仕切った形をとっています。そういった中で、当然物を置く台をつけるというのは固定式に一応なっていますから非常に難しい状況にありますけれども、移動式ということであればまたそれらも含めて、実はほかの受付機にはつえを持ってこられる方がいて置き場がないということでフックとかをいろいろつけていますから、そういったことを含めて荷物の置き台については十分ご意見もありましたし、検討はしていきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 ぜひ検討をして取りつけていただきたいというふうに思っております。

もう一点、このご意見について、食事についての声もちょっと聞かされるのですけれども、例えば食事は大変おいしいという方もいるし、それはいろいろ個人でおいしいか、おいしくないかというのは個人差があるのですけれども、おいしいという方が多いのですが、栄養管理士の関係で、他の病院では患者さんから栄養管理士さんがいろいろお話を聞いたりして、具体的にお話を聞いて食事の改善あるいは栄養のことも含めた改善策をとっている病院が結構あるのです。うちも当然栄養管理士さんが配置されておられるのだと思いますけれども、その辺何人ぐらい配置されて、日常的に患者さんの意見を聞くという体制になっておられるのかどうなのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 当院の場合については、栄養管理士を採用しております24名、それで一応また増員しながら医療に対する栄養指導ということを進めようとしています。今申し上げられました実際アンケート調査もしながら、いわゆる嗜好調査も

含めてやっております。これについては年2回程度だと思えますけれどもやって、患者さんからのご意見を聞きながら食事を提供しようという取り組みも一応進めています。ただ、病院食ですから、いろんなおいしい、おいしくないとか、そういう問題も患者さん個々によってありますけれども、今うちが採用しているのはクックチル、常に温かいものを提供しようということで取り組んでおまして、おいしいというご意見もかなりふえております。その中でさらにいわゆる嗜好調査、それからアンケートをやりながら、また患者さんが求めるような食事の提供を図ってまいりたいと思えますので、今以上の体制でちょっと強化しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今ご答弁ありましたように、私も病院食はおいしいという声が多いということは知っています。聞きます。それは患者さんですから、いろんなご意見はあるのですけれども、1人の意見でなくてたくさんの意見を聞いた結果おいしくなったし、御飯もおいしいしというのがありますが、ただ患者さんによっては高齢者の方とかでやっぱり食べるものがおかずの中でかたかったり、いろんなことでもっと工夫されることが必要だなと、患者の意見も聞いてほしいなというやっぱり声もありますので、ご意見箱の中にもいろいろ寄せられていたと思えますので、その辺はぜひ一番食事というのが大事なことで、もちろん栄養も大事なことでありますし、それからやっぱり患者さんがおいしく食べられて快適に治療ができるということが大事な点だというふうに考えますので、その辺についてのぜひ改善策を図っていただきたいというふうに考えておりますが、その辺についてももしお考えがあればお伺いします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 現在病院の取り組みとしまして、いわゆる栄養士等を含めたNST委員会というのを設置しておまして、この中で食事指導を含めて、医師を含めてその体制づくりが、医師を含めたそういう検討をしながら適正な食事を提供するというで一応取り組みを進めています。当然その中にも先ほど言いましたように病院食ということも前提に置きながら、おいしいものを提供していきたいとか、そういう思いはありますので、現実に今やっていることをさらに先ほど申し上げましたように強化、体制整備しながら患者さんのご意見に添えるような体制をしていきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。ぜひ努力をしてほしいと思います。

次に、最後の大きな3点目に移ります。先ほどご答弁いただきましたように、市立病院については新しい病院でありまして対応策はとっているということなのですが、もう少し具体的にお伺いいたしますけれども、例えば今回の大規模停電では市立室蘭病院が外来を休診をせざるを得なかったというようなことがありますし、また先日の新聞報道によれば

札幌市立病院や北大病院でももしこんなことになった場合には、北大病院ですら場合によっては休診もあり得るといような報道もされているのです。局長が言われましたように、医療にかかわる分の最低分の電源は確保できるのですけれども、冬の場合は例えば暖房だとか、病室全部の暖房とか、そういうことも含めると相当な電源が必要になってくるのだらうということで、夏であれば重篤患者さんやその他のことで救急対応できるのですけれども、万が一冬にこんなことになった場合には十分なだらうかと。新聞報道によれば、札幌の市立病院は全く契約がないとかと報道されておりまして、北大病院でも先ほど言いましたように状況によっては休診にせざるを得ないような報道をされているので、うちの病院はどうなのかなと。その辺までも新しい病院であるから、先ほど言われましたようにそこまで含めて発電能力、自家発電能力も含めて対応されているのかどうか、もう一度その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君（登壇） 当院の非常用発電機、自家発電機、それらの関係についてご答弁させていただきます。

当院の電力につきましては、通常北電からの通電と。その際に、それらが遮断された場合、それにつきましては約1分、40秒程度といったことですが、非常用発電機、いわゆる自家発電機、これが2台自動運転を開始いたします。そして、手術室ですとかICU、HCUなどの医療機器、これらにつきましては非常用発電機が運転を開始するまでの間タイムラグが発生いたします。そういったことがないように、瞬時に無停電電源装置により電源が確保されていると。そうした中、非常用発電機が運転を開始すると、そうした後に切りかわると、そういった設計になっているといったことでございます。

それで、非常用発電機で電力供給が可能な主な機器、さらには主な設備、こういったことに関しては手術室、ICU、HCU、さらにはNICU、そういったところの医療機器を初めMRI、CTなどの放射線機器の一部、さらには非常用エレベーター、さらには病棟への給食配膳のための配膳エレベーター、さらにはナースコール、さらには電話設備、さらには今議員さんがご質問あった病棟の関係の冷暖房、すなわち病室の空調関係、これらにつきましても支障を来さないようにいわゆる保安電力の確保、そういったものを図っている設計となっているところでございます。

それで、新病院が開院して2年以上たったわけですが、この保安電力の今申し上げた使用量、この最大が実は今年の8月の22日で日中で920キロワット、夜間では450キロワット、平均使用量といたしましては670キロワット程度となっているところでございます。逆に冬場ですが、特に空調関係が電力を大きく使用すると。したがって、冬場につきましては逆に日中につきましては740キロワット、夜間で380キロワット、平均とすれば520キロワット程度と。逆に夏場より冬場のほうが下がるということになることになっております。そうした中、前段申し上げました保安電力、この使用

量が仮に先ほど申し上げました夏場の平均の670キロワット程度であれば、非常用発電機で電力の確保といったことでいけば5日間は電力の供給が可能といったことだと思います。さらにA重油、さらには発電機オイルを補給すれば、さらに5日間以上の継続の運転が可能といったことになっているところだと思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 病院についてはわかりました。災害拠点病院として万全な体制がとられていると。今のお話でありますと、もし給油ができれば5日でさらにそれ以上もできるという点で私たちも安心できますし、本当の災害拠点病院としての役割を果たすことができるのだなというふうにも思います。この点では市民の皆さんの不安を解消、私たちも市民の皆さんにも伝えて安心できる砂川市立病院だというふうなことでPRもしていけることになるのだらうと思いますので、この点は理解をいたしました。

一方、市のほうは先ほど部長から答弁がありましたようになかなか大変ですけれども、これは災害対策本部を市立病院に移した場合は、基本的にはいつもは市役所にあるのですよね。そういうときに移すというのですけれども、その辺はなかなか難しいのでしょうか、判断的には。長期の停電が予想されればそうなるのでしょうかけれども、その辺のことで場所を移すことによって業務に支障が出るというようなことはないのかどうなのか。市立病院は電力は十分あるというわけですから、市立病院に対策本部を移すのがいいのか、あるいは市立病院から電力をもらえる方法がないのか、その辺は対策本部自身を移したほうがいいのか、その辺はどのように考えているか伺います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 災害対策本部の関係であります。災害対策本部ですので、それらの災害の事態が重篤な状況になったときに災害本部を設置するという判断を行わなければならないと思いますので、市立病院に移すといいたしましても前段のそれらの状況の把握というものが必要になると思います。現状といいたしましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、電話回線がつながる部分も一部ありますけれども、それらについてもアナログ回線の部分ですので、それらがそのままの形で使えるのか。逆にアナログ回線であれば、代表電話という形の中では受けることができませんので、市側として発信はできるのですけれども、例えば市民の方の問い合わせについては今受信はできないような状況になっていますので、それらの電話回線の転送の部分についても今検討を進めているところであります。いろいろ検討していかなければならない部分は、特に情報発信、情報提供というところでは非常に多いというふうにも考えております。病院から電気を供給していただくという方法も一つあるかと思っておりますけれども、本来病院といいたしまして必要な部分の電力確保という考え方で物事進んでいると思いますので、そうではなくて市のほうといいたしまして例えば蓄電池でどの程度もてるのか、あとは自家発電の装置を市役所側のほうにも設置するのも含めまして、現状今回の状況を見ながら判断をしていかなければ

ばならないと思いますので、今すぐに何かありましたら、停電がありましたら対策本部を市立病院に移すということではなくて、そのような形にならないような備えをどのような形でできるのかも含めて検討いたしまして、最悪のケースといたしまして長期に停電になりましてそれらの蓄電装置ですとか発電装置が市側のほうで対応できないという部分につきましては、市立病院の利用というものも考えていかなければならないと思っていますので、それら両方を踏まえながら内部のほうで今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。今回のことも余り想定できない、想定外と言えれば想定外のことでも長期停電になったのですが、しかし今のこの異常気象では想定外のことがいっぱい起きて、今月も例年の8倍とか5倍とかという雪が、あるところには集中的に降るとか豪雪になるとかというちょっと考えられないようなことが今の時点で起きているのですけれども、1つは今回の災害の教訓から北海道からもマニュアルが示されたというふうにも聞いているのですけれども、うちも防災計画を見直しましたけれども、さらにはこういう状況になったときに、改めて北海道からのマニュアルの示された内容を含めて防災計画の見直しというか補強というか、そういうことは考えておられるのかどうかお伺いします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 北海道につきましては、今回は7%の節電という目標がありましたので、それらを踏まえてマニュアル等の作成をしていたところ、今回のような停電の事故が発生いたしましたので、道のほうでは突発的な停電における応急対応マニュアルというのを12月7日付で作成をしております、昨日私のほうにもそれらの資料が届いたところでございます。これらも参考にしながら、市といたしましては今の現状の地域防災計画の中におきましては、余り停電事故ということについては触れている部分がございますので、これらを教訓といたしまして防災計画の見直しを含めながら検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 ご承知のとおり、冬場の長期の停電というのは、場合によっては避難所も含めて今回もありましたけれども、人命にかかわる大変な状況だと。特に北海道の冬場というのは寒いですから、そういう点では今総務部長が言われましたようにその対応については検討していくということですので、ぜひ検討されまして、うちの市立病院は万全な体制をとっておりますけれども、市としてどこまでとれるかという点ではあると思いますが、しかし生命、財産、住民の命をしっかりと守っていくというのも行政の大きな役割でありますので、その点についても十分な対応をとっていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

水島美喜子議員の質問を許します。

水島美喜子議員。

○水島美喜子議員（登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、町内会館の修繕費用等の助成について。砂川市は「安心して心豊かにいきいき輝くまち」を目指し、協働のまちづくりや地域で高齢者を見守り支える仕組みづくりに取り組んでいます。これらを推進するためには地域の大きな協力が必要であり、その意味からも町内会は大切な役割を担っております。このたび砂川市は、町内の活動拠点ともなっているコミュニティセンターや老人憩の家など指定管理者に管理を委託している市の公共施設と同様に、町内会館についても修繕工事の費用や消防設備点検の費用も助成対象となるよう会館建設補助規則の一部を改正し、施行することを決定いたしました。そこで、会館建設補助規則一部改正の目的とその内容について伺います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから、町内会館の修繕費用等の助成についてご答弁を申し上げます。

地域コミュニティの拠点である町内会館の新築、改築等につきましては、従前より会館建設補助規則により、上限額を設定した上で事業費の3分の2を助成してきたところでありますが、市が把握した町内会の課題の一つとして町内会館の修繕に対する財源不足があり、会館施設の修繕や消防用設備等点検費用にまで助成を拡大することで町内会の負担軽減を図るため、町内会連合会の役員や町内会館を管理している町内会を対象とした説明会を開催し、おおむね評価いただけるご意見を得ましたので、12月1日施行として規則の一部を改正したところであります。今回の改正は、指定管理者に管理を委託しているコミュニティセンターや老人憩の家など市の公共施設と同様に、地域コミュニティの拠点である町内会館の修繕等に対しても助成することで、市として地域活動を支援するとともに、修繕等を行うことで町内会館の長寿命化を図ることを目的としております。

具体的な改正内容についてであります。新築や改築等に加え、屋根・壁・柱・床といった主要構造部の修繕工事や照明器具・給湯器・暖房設備等の取りかえを行う場合、あるいは消防用設備等の点検を行う場合についても新たに助成の対象といたしました。修繕工事の補助率は3分の2、補助上限額は150万円とし、消防用設備等点検料については全額を助成することとしたものであり、さらに今回の改正に当たり、既存の補助対象事業を含め工事等の発注先を市内業者に限定する内容を盛り込んだところであります。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 目的と内容については理解いたしました。市内の町内会館というのは老朽化が進んでいるところがとても多くて、どこも維持管理に苦慮されているようでございます。私も町内会館の修繕や補修のことで相談を受けて、いろいろと調べておりましたけれども、やはり100%町内負担ということで先延ばしになったりしております。この一部改正をきっかけに改めて見直しをされる町内会もとても多いのではないかと考えております。また、費用のことだけではなくて損傷がひどくならないうちに補修をするということで建物自体も長期間使用が可能になることから、多くの町内が望んでいた改正であったと思います。町内会館は、町内の行事や会合、老人クラブやサークル活動、そして選挙時の投票所など主に利用されておりますけれども、災害時の避難所としても活用でき、大事な地域の活動交流の拠点でもございます。これからは特に協働のまちづくり、高齢者に向けた福祉活動や災害に備えて町内会を核とした活動を活性化させていくということが早急に求められていると思います。

2回目の質問をさせていただきます。このたびの一部改正の対象となる町内会館の数と、またそのうち築10年以内の建物というのはどのくらいあるのでしょうか。また、過去5年間で改正前の制度を利用した町内件数と、もしわかりましたら金額のほうも教えていただきたいと思います。

この会館建設の補助規則の一部改正案を町内会連合会の役員や、また町内会館を管理している町内会を対象とした説明会にて概要を説明されましたけれども、その時期と出席していた方々からはどのような意見が出ていましたでしょうか、主なもので結構でございますので、お願いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 何点かご質問ございました。

まず初めに、町内会館、町内が自主的に管理しておりますコミュニティセンター、老人憩の家等を除きますと棟数といたしましては20カ所でございます。その中で築10年以内の建物といたしますと、現在は1町内会館、吉野会館が北海道の道路事業の中で改修をされておりますので、そちらの会館が一番新しい会館というふうになっているところでございます。

あと、5年間の今までの補助規則によります助成の実績につきましては、5年間に助成の対象となった町内会館はなくて、一番直近にありますのが平成17年に一部改修をしています町内会館で、こちらについては一部の模様替え等の改築ですので、当時といたしまして27万3,000円の建築費用に対します18万2,000円の助成をしているというところがございます。ここ5年間につきましては利用がないというところにつきましては、維持管理のほうで厳しくてなかなか大規模な改修あるいは模様替え等が取り組めないという状況にあったかと思えます。そのような中で、いろいろ町内会といたしましても

なかなかそういう大きなものには取り組むことはできないのですけれども、修繕等で対応できるところについては修繕で対応することによって長寿命化が図れるというご相談等も受けた経過がありますので、それらの中で今回このような形の中で一部改正を行ったところでございます。

あと続きまして、町内会館の修繕に係る説明会につきましては、11月14日に市役所大会議室のほうで町内会館を管理されております町内会の代表の方をお招きいたしましてご説明をしております。出席案内を差し上げたのは、46町内会にご案内を差し上げたところでございますけれども、出席されたのは20町内会の21名の方に出席をしていただいたところであります。今回の中で質疑の一部ではありますけれども、消防設備の点検等が今回10割補助というふうになっておりますけれども、それらの内容等の確認ですとか、壁を補強する場合、そういう場合についても補助の対象になるのかというようなご意見もあります。あと、備品についての助成はあるのかということになっておりますけれども、この備品については今回の助成とは考えておりませんので、そちらについては補助の対象にはならないと、そのようなお話をさせていただいているところであります。実際今回改正ということでお話を差し上げたところ、できるだけ早い時期にそれらについても取り組みたいという町内会の申し出も現状受けているところもございますので、来年度予算で予算化をさせていただきますけれども、もう来年度から使われる町内会があるのではないかとというふうに考えているところでもございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 20町内会館、20棟あるということですが、その中で築10年以内の建物が1つということで、これから今までいろいろな改修とか、また補修とか必要であったのにもかかわらず、なかなか町内からお金を出すということが大変だということで先延ばしになっているところもたくさんあったのかなと思います。それで、こういう改正で必要性が非常に高まるのかなとも思ったりしております。また、町内会の94.3%が親睦活動を行っているということでございますので、やはりこういう改正によって町内会館をきれいにしたり補修をするということは本当に大事なことであったと思います。また、発注先が市内業者限定ということで、そういう意味での経済効果もあるのかなと思っております。

町内会館を所有されております町内会の会長宛てに11月30日付で実施予定についての文書が発送されました。その中には、交付申請書のほかに平成25年度以降の会館建設補助規則の内容ということで7つの工種が書かれております。7つの工種は、1つ目が新築と全部改築ということで補助率3分の2で補助限度額が700万、そして一部改築と増築、限度額350万、また模様替えということで限度額350万、そしてこのたび新しく修繕が150万の限度額、消防設備等点検が補助率100%の全額で限度額がなしということでございます。また、水洗改造で下水道処理区域内が3分の2で50万円と区域外で

同じく3分の2で補助限度額が100万円ということになっておりますけれども、実はこの工種のところに模様替えと修繕というところに米印が入っております。模様替えというのは主要構造部、括弧して屋根・壁・柱・床など等に関し、材料または構造種別が異なる工事を行うことというふうに書いてあるのですけれども、一般の方がこの文章を読んで模様替えとはどういうことなのかというのがちょっと理解しづらいのではないのかなと思います。また、修繕も主要構造部、屋根・壁・柱・床など等に関し、劣化した部分を同様の材料で劣化前と同程度に回復させることというふうの説明が書いてあります。大体私たちの中で模様替えといったらこういうこと、修繕といったらこういうことかなというようなことで想像つくのですけれども、例えば模様替えの構造種別が異なる工事を行うことというふうの説明が書かれてあっても具体的にちょっとわかりづらいのかなと思います。

また、今回照明器具とか暖房器具も入っているという部分がこの内容の中にはどこにも書いていないのです。それで、まずここで質問させていただきたいのですけれども、模様替えということの説明と、また具体的にどういう工事を言うのかを教えてくださいと思います。また、修繕というのは私たちが一般的に考える補修とか塗装、また張りかえなどのことでよろしいのでしょうか。ちょっと考え方を聞きしたいと思います。いろいろな方がストーブも取りかえてもらえるのだとかというようなことも言ってありましたけれども、そのことはこの内容のほうに、説明のほうに入っていないのですけれども、暖房であるとか照明器具であるとかということも修繕のほうに入って考えて、金額的に入ってよろしいのでしょうか。

また、あと施工方法で請負と直営というふうを選ぶところがあるのでございますけれども、この直営というのは自分たちの手で工事をするというようなことなののでしょうか。

この4点についてお聞きしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 4点ほど質問がございました。大変申しわけございません。先ほどの答弁の中で10年以内の新築工事、1棟と申し上げましたけれども、申しわけございません。2棟ございました。一の沢会館も14年ですので、考え方といたしまして10年という形になっておりますので、この2棟という形になりますので、こちら訂正をさせていただきますと存じます。

今のご質問の中で模様替え、確かにわかりにくい部分もあったかと思えます。こちらは、担当のほうで規則に基づいて規則の中に書かれているとおり提示をさせていただきましたので、なかなかわかりづらいという部分があったかと思えます。それについては、おわびをするとともに、できるだけ相談に乗りながら、このようなところということでお話はさせていただきたいなというふうに思っているところでもございます。基本的に模様替えといいますと、主体構造部の材料を変えるということですので、例えば外壁であればモルタルの外壁をサイディングに張りかえるですとか、そういう部分についてはこのような形

になろうかと思ひますし、屋根も屋根の張りかえという形になりますと模様かえと同じような形になろうかと思ひます。あと、修繕になりますと屋根であれば塗装ですとか、外壁も塗装という部分もあるかと思ひますので、こちらについても修繕という形になります。今使われている資材を交換するという形になります。例えば屋根も張りかえる場合は、屋根材を交換するという形になりますし、外壁も交換という形になると思ひますので、そちらについては材料が変わるということで模様かえという形で捉えていただきたいというふうに考へております。

あと、ストーブ等についても含まれるのかということになっておりまして、今回は建物に一体化されているそれらの暖房設備ですとか給湯設備、それらの設備についても該当になるということに拡大をしておりますので、それらについても拡大になりますけれども、例えばストーブの本当の簡単な修繕ですとか、そういう部分については該当になりませんので、基本的には取りかえということになっておりますので、そのような部分については対象になるということでございます。

あと、直営と請負というところの表現ですけれども、そちらにつきましては議員おっしゃられたとおり自分たちでやられる部分については直営という考へ方で考へていただければというふうに思っております。

なかなかわからない部分等もありますし、あと細かな点ではこの規則だけでは判断できないところもあろうかと思ひます。私ども規則を改正する際には庁内の各部署と協議をしながら進めているところでもありまして、本来的に言うところという線引きを、かっちりした線引きを引けるのが本来の姿かもしれないですけれども、それらについては線引きできない部分も、若干わかりづらい部分等もあろうかと思ひますので、そちらについてはご相談をさせていただきながら、それらについては内部のコミュニティセンターですとか老人憩の家との均衡を図らなければならないという部分がありますので、そちらの均衡を図れるような形で相談に乗っていききたいなというふうにも考へているところでもございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 模様かえと修繕の違いが大体ですけれども、わかりました。

あと、説明会のほうではどの程度皆さんにご説明をされたのかちょっとわからないのですけれども、例えば想定される事例ですとか、また想定外のこういうこともできるのだというような、例えば今回も照明とか書いていなくても照明器具はというようなこともあったりというような想定外の例なども挙げていただくと、例えばこれから町内会館を直そうかといって皆さんが集まって検討する上におきましてとても参考になるのかなと思ひます。また、見積もりを依頼する場合、市のほうと相談したら、持って行って相談したらこれがだめだったとか、またこれも入るのだったのに入っていないとか、この金額だったら入れてもらえたのに質問もすることができなかつたので入れなかつたとか、いろいろな事

情で予算の範囲内で手いっぱいのことを皆さんやろうと思うのです。そんなこともありまして、何度も見積もりのし直しをするというようなことがなくなるのかなとも思いますけれども、こういう事例を出されるというのは、例えばこういうパターンです、こういうパターンですというような今ご説明をしていただけたようなことを、具体的にちょっと出していただけると町内の方もとてもわかりやすくなるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、今直営の場合ということでお聞きしたのですけれども、自分たちの手で直そうというようなことですね。それで、例えば簡単な補修ですとか修繕とかということでしたらよろしいかと思えますけれども、例えば当然電気の工具を使用しましたり、屋根などをちょっと色を塗りかえるだとか、部分的に余り多くないから業者ではなくて自分たちでやっても大丈夫かなんてというような高いところでの作業などがある場合、そういう場合はとても危険を伴ったりもするのですけれども、そういうことについてのチェックはしていただけるのかどうかもお伺いしたいと思います。

それと、申請書提出時に見積書と修繕前の写真添付ということで提出期日が12月28日の金曜日となっておりますけれども、25年度に向けての予算のこともありまして、それを把握するという意味では非常にわかるのですけれども、この年末の慌ただしい時期にいろいろ役員会などを開いて検討したり、また業者さんに見積もりを依頼したり、また写真を撮る、これは絶対工事前写真というのは必要なものですよね。それで、屋根でしたらもう雪が積もっておりますし、雪おろしをしないと写真を撮れないというような事情があったり、また町内の予算との問題や修繕費このぐらい、今回はどこどこを、こっちよりもこっちを先にとというような範囲につきましても、非常に決定するのがこの一月の間では難しいのではないかなと思うのです。それで、できましたら希望によりまして提出締め切りの延長をしていただきたいなと思います。また、25年度に入ってから申請につきましても、できるだけ工事の予定期間どおりに施工ができますようにご検討いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、3つ目ですけれども、町内会館の修繕は一度にできるといいのですけれども、予算の関係から何回かに分けてやりたいという町内もあるかと思いますけれども、この助成制度は何年くらいを予定されているのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 まず、町内会にお知らせをいたしました今回の申請関係の書類の中で、いろいろなケースが考えられますので、このようなパターンもあるのではないかと、QアンドAのような形でお示しできればよかったのかもしれないですけれども、今回は12月1日施行ということで若干私どものほうの作業がおくっていた関係がありまして、なかなか周知ができないというところもございました。その辺については今後の課題とい

たしまして、ご相談に乗りながら今回は対応していきたいなというふうにも考えております。その部分については、ご相談がありましたらこのような形で考えているというところの協議をさせていただきたいというふうに思っています。まず、今の段階といたしましては申請書を提出をしていただきながら、お互いに協議をしていきたいなというような状況で判断しているところでございます。

あと、直営の部分につきましては、基本的にはやはり危険が伴いますので、本来的に言いますと業者さんがやられるのがベストな形だとは思いますが、その町内会の中では簡単などころであれば、例えば部材を買えばできるというところもあろうかと思えますので、それらについても基本的には認めていきたいという考え方で捉えていただきたいと思いますので、危険な部分についてはやはりできれば業者さんに、プロの方にやっていただくのが本来の姿だというふうに考えているところでございます。直営の部分につきましては、それらの町内会の判断といたしまして、それがよろしいという判断の中で行われるのであれば、そちらについても対象にしたいという考え方で捉えていただきたいと思います。

あと、申請書の関係ですけれども、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、若干規則の施行が12月1日ということでおくれております。その中で、本来であれば11月末の提出を求めていくということは、こちらにつきましては新年度の予算編成の関係がありまして、予算に計上するということの中での締め切りという形でほかの補助金等もこのような締め切りを設けているところもございます。今回急遽決まったというところもございまして、こちらのほうの対応について例えば準備できない部分につきましては私どものほうで確認できれば、それは例えば写真の部分につきましては当然工事を実際施工していただく際にも写真等は必要となりますので、それらの部分として代用していただくか、ですから雪解け後にそれらの準備をしていただくというところも柔軟に対応はこの部分についてはしていかなければならないなというふうにも考えております。

あと、締め切りの延長ということでありまして、締め切りの延長につきましても予算編成との兼ね合いがありますので、きっちり12月28日でなければならぬというところではいきたいのですけれども、そちらについても考え方があれば、なかなか町内会の協議等が必要で若干おくれるというものがありましたら、そちらにつきましても今回の部分につきましてはご相談に乗らなければならないなというふうにも考えているところであります。ですけれども、もう一点ありました25年度に入ってから申請につきましても予算等の形もありますし、他の均衡等も図るものもございまして、25年度予定している町内会につきましては、この24年度の中の申請ということで対応をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

あと、何年ぐらいこれらが続くのかということですが、基本的には今回このような拡大をしておりますので、何年間という区切りは特に設ける予定はございませんので、

今までもこのような形で補助制度の拡大等も進められてきましたので、このような形の中で続けていきたいと思っておりますし、町内会館なかなか維持管理の部分でも費用がかかって厳しいというふうにも聞いております。それらの対応等もまた別な形の拡大も考えていかなければならないというところもございますので、いつまでという期限は切っておりませんが、このような形で続けていきたいなというふうに考えているところでもございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 わかりましたけれども、やはり12月28日までに写真の添付というのは非常に難しいという町内もお聞きしておりますので、その際にはそれではそちらのほうに行ってお相談をとということによろしいでしょうか。

それと、今ちょっとお話に出ました25年度に入ってからということもございますけれども、25年度に工事をやりたい場合には3月までにはきちっと書類を提出しなければ25年度工事はできないということなのではないでしょうか。25年の4月以降に申請したのものに関しては、26年の4月以降でなければ工事がかけられないというような見解になるのでしょうか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 写真等につきましては、今回もう雪降っておりますので、用意できない部分につきましては、そちらについては基本的には柔軟に対応していきたいというふうに考えております。締め切りにつきましては、基本的には12月28日ということで今回規則のほうで定めさせていただいているところであります。本来であれば、25年度に工事する場合につきましてはこの期日を守っていただくという形が原則ではありますけれども、今回拡大をしているというところもありますし、期日がなかなか12月1日施行ということでおくれているということもございます。町内会によっては、もう既に来年度の事業に向けて総会等の準備もされているところもあろうかと思っておりますので、今年度につきましては規則の中でも市長が特に認めるものについてはとなっておりますので、それらについてはそのような対応も考えていかなければならないと思っております。基本的には、いかに町内会館を維持していただく町内会の方に便利な形の中で使っていただき、それらの施設を有効活用していただき、それらの施設の長寿命化を図っていただくというのが今回の規則改正の趣旨でございますので、今回はそれらについては相談に乗れるという形も考えております。予算については、補正予算の計上ということもあろうかなとは思いますが、そのような中で対応については考えていかなければならないと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 今のご答弁をいただいて、とても安心いたしました。善岡市長さん、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどの直営の関係なのですけれども、やはりこちらのほうでチェックをしていただいて、もし危険であればというようなことも町内のほうとご検討をしていただくようにぜひお願いしたいと思います。

あと、助成制度もこれからずっと続くということで、皆さんとても一回にはできないという町内もたくさんあるかと思っておりますので、安心いたしました。

それでは、今のご答弁から申請が受託されたら、それでは施工にかかれるというような可能性が大であるということで受けていきたいと思っております。

あと、今どこの町内でも少子高齢化が進む中で、昨年の調査で現在は87町内ですけれども、調査の段階では88町内会のうちに町内会長が60代から80代の町内が約83%、また加入世帯が9,121世帯のうち7,003世帯で76.5%ということで、年々会員の減少であったり、また若い世代の加入が少ないという傾向がございます。町内会活動の課題としましては、会員の高齢化であったり、役員のなり手不足であったり、また世代間の交流が非常に難しいとか、活動費の不足などが挙げられております。身近な町内のことでございますけれども、最初は全然交流がなくて型どおりの本当に少ない人数での総会であったり、また新年会だけだったところをもっと交流が必要と思った役員さんたちが活動費も余りない中で新年会や敬老のお祝いも兼ねての焼き肉パーティーなど、またみんなが楽しめるゲームであったり、入浴剤やポプリケースなどの手づくりコーナーなどをつくったりということで徹底して4世代交流を図り、徐々に子供たちとも自然体で世代間交流ができて参加人数も年々ふえ、去年は若いお母さんたちが中心になり子供会も発足し、町内が元気になって活動も活発化しております。交流を持つということがいかにどんなに大事なことかということかと思っております。しかし、長年続いてきました隣接する4町内連合の親睦行事なのですけれども、こちらのほうがことは個人負担が非常に大きくなるということできなくなってしまいました。皆さん、特に高齢の方たちがとてもがっかりしております。生きていく上で人と人のつながりというのはとても重要なことでございます。砂川市の目指す安心、安全な協働のまちづくりを掲げて、みんなで学び、考え、行動するためにも心を開く楽しい交流事業や、また高齢者を見守り支える仕組みづくりのことであるとか包括支援センターのことなどを学ぶ研修事業などにもこれからは町内会や、また町内会の連合で積極的に取り組んでいくことが非常に重要であると思われれます。そこで、最後の質問ですけれども、これらのソフト事業実施に対して、また福祉活動、防火、防犯活動などに取り組む町内会にも助成をすることなどにつきまして市のお考えを伺いたいですけれども、いかがでしょうか、お願いいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 町内会のソフト事業、いろいろさまざまなソフト事業に取り組む町内会の助成に対する考え方ということであったかと思っております。町内会につきましては、地域コミュニティの最小単位といたしまして、各町内会におきましてさまざまな形で地域

活動が行われていると思っております。この活動が継続されていまして、また充実されたものになるよう、市といたしましても支援をしていかなければならないというふうを考えておりまして、現在その検討を進めているところでもございます。支援の考え方につきましては、できるだけ広く全ての町内会において有効に活用していただけるような、ただいま議員がおっしゃられましたとおり、町内会は地域で暮らす人々のつながりの中で成り立っているものでございますので、親睦行事ですとか、あるいは文化活動ですとか研修活動、あるいは防犯、防火の活動、あるいは環境美化の活動なども含めまして支援の対象としていきたいなというふうにも考えているところでもございますし、また町内会の規模によって支援の額等も変えていくような方法も取り入れていきたいなというふうにも考えているところでもございまして、今具体的な内容につきましては今後町内会連合会あるいは各町内会の皆様と協議をさせていただきながら、どのような支援方法が町内会が望むものなのかも含めながら検討をして、有効な支援策となるような検討も進めていかなければならないというふうにも考えております。協働のまちづくりを進める中で、地域コミュニティの最小単位である町内会を重視をしていかなければならないという考え方がありますので、これらの支援策等については十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員、よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから総体でお答えをさせていただきます。

私のことしの3月の執行方針の中で、何とか地域コミュニティを再生させていきたいと、そのためには町内会館のある程度の補助の拡大なり、それから町内会活動に対する助成措置、これを何とかしながら地域コミュニティをもう一回再生していきたいということを総括質疑の答弁の中で申し上げてございます。その中には、1つは町内会館の補助、今総務部長がお答えしたとおりちょっと事務的におくれてしまって町内会にはかなり迷惑をかけているのかなと。ただ、総務部長も財政担当ですから、ある程度町内会館の建設補助を見ると前年度の10月までに出していただいて予算計上して、議会にもしっかりお諮りしてという議会を尊重しながら苦しい答弁をされていたのかなと。ただ、今聞いていますと修繕費ですから、なかなか総体を把握するのは難しいから、もう少し私は弾力的に考えてもいいのだろうというふうには考えておりますけれども、最後は何か市長が特に認めるものと言われてしまいましたので、その辺は弾力的に言ったのかなと。

それから、ソフト事業につきましても執行方針で私なたしか沢田議員の総括質疑だったと思うのですが、ソフト事業もやっていきたいと。ただ、3月の予算に計上したかったけれども、なかなか理論構成上難しかったと。事業に対して補助すべきなのか、または使い勝手がいいように一括交付金方式で町内会に交付したほうがいいのだろうかと、ばらまきでないかというようなことも考えられるということで思い悩みながら1年延ばして

きたと。ただ、ある程度の昨年やった町内会長のアンケートなり、それらを踏まえながら、私の思いとしては町内会が本当に使いやすいものでなかったら効果がないだろうと。今水島議員のいろいろ触れ合いのパーティーの話も聞かせていただきましたけれども、去年執行方針で答弁して以降、3カ所か4カ所の町内会長さんがこういう事業をやったけれども、市長は来てくれないだろうかと。中身は、やっぱり3世代なり4世代の交流パーティーであったり、または消防の職員を呼んで防災の講話をしながらビールパーティー、またはローレルさんと呼んで子供たちの体験事業をやりながら、あわせてビールパーティーをやっているという事例も見せていただきました。それらを踏まえながら、これは3月議会に予算計上するわけでございますけれども、できるだけ今の段階で申し上げられるのは使い勝手のいいような方向にしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 地域の活動拠点としての町内会館とともに、地域コミュニティとしての役割を持つ町内会に対しましても、どうぞ温かい対応のほうをよろしく願いたいまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 東 英男君 一般質問は全て終了いたしました。

日程第2 議案第8号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 日程第2、議案第8号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第8号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由であります。地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月に公布され、議会の議員の政務調査費が政務活動費に改められ、その改正規定の施行期日が公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日とされたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと存じます。表の左が現行、右が改正後となっております。変更部分についてはアンダーラインを表示しております。

まず、議員の調査研究に資するための経費に限定していた政務調査費を調査研究以外の活動にも充てられるよう改正されたことから、表中、現行の「政務調査費」を表中、改正後の「政務活動費」に全て改めるものであります。

それでは、前段以外の改正についてご説明いたします。第1条は、地方自治法第100条の規定について、政務活動費に係る1項が加えられたことにより、現行「及び第15項」を改正後「から第16項まで」に改めるものであります。また、調査の範囲を拡充したことから、調査研究の次に「その他の活動」を加えるものであります。

6ページをお開きください。第5条は、その全部を改正するものであり、政務活動費を充てることができる経費の範囲、第5条、政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2、政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとするに改めるものであります。

7ページをお開きください。第8条は、第5条において略称を定めたことによる条文整理であります。現行「調査研究」を改正後「政務活動」に改めるものです。

第9条の次に第10条を加え、透明性の確保、第10条、議長は第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとするものであります。

8ページをお開きください。現行第10条、第11条を1条ずつ繰り下げ、第11条、第12条とするものであります。

別表第5条関係の全部を改正し、調査研究費は「会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）」とし、研修費は「会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）」とし、広報費は「会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）」とし、広聴費は「会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）」とし、要請・陳情活動費は「会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）」とし、9ページをお開きください。会議費は「会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）」とし、資料作成費は「会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）」とし、資料購入費は「会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）」とし、人件費は内容の欄を「会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、賃金等）」とし、事務所費は「会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の

賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等）」とするものであります。

附則第1項は施行期日を定めるもので、この条例は、平成25年3月1日から施行するものであります。

附則第2項は経過措置を定めるもので、この条例による改正前の砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第8号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について

○議長 東 英男君 日程第3、議案第6号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第6号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由であります。中・北空知廃棄物処理広域連合の事務所の移転に伴い所在地を変更するため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと思います。中・北空知廃棄物処理広域連合規約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が変更後となっております。変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第6条は広域連合の事務所の定めであり、現行「歌志内市字本町1027番地1」を変更後は新焼却施設の建設地であります「歌志内市字東光30番地17」とするものであります。

附則として、この規約は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第6号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第4、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 諮問案第1号。ただいま上程をいただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員の畠山豊氏が本年12月末をもって辞任される予定であるため、後任としまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

記名してございます佐々木和昭氏を推薦いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 東 英男君 これより諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定しました。

日程第5 報告第1号 監査報告
報告第2号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第5、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

日程第6 意見案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書について
意見案第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める
意見書について
意見案第3号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否
を求める意見書について
意見案第4号 北海道における今冬の電力需給に関する意見書につ
いて

○議長 東 英男君 日程第6、意見案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書について、意見案第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書について、意見案第3号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書について、意見案第4号 北海道における今冬の電力需給に関する意見書についての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。
これより意見案第1号から第4号に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程の全てを終了いたしました。

平成24年第4回砂川市議会定例会を閉会いたします。

皆様のご協力を得まして日程どおり終わらせていただきました。まことにどうもありがとうございました。

閉会 午後 0時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年12月12日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員